

議案 第 10 号

令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第3項及び第4項の規定により、令和3年度同事業会計の資本剰余金及び資本金の処分について、議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

三宅町長 森田 浩 司

令和3年度三宅町水道事業の資本剰余金及び資本金の処分

令和3年度三宅町水道事業会計 剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金合計	資本剰余金合計	利益剰余金合計
令和2年度末残高	322,511,931	174,069,079	453,419,213
議会の議決による処分額	△ 144,896,521	△ 89,413,338	234,309,859
資本金の取崩	△ 144,896,521		144,896,521
資本剰余金の取崩		△ 89,413,338	89,413,338
処分後残高	177,615,410	84,655,741	687,729,072